

## ○岡山理科大学学生交流に関する規程

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 岡山理科大学学生交流に関する規程（以下「本規程」という。）は、岡山理科大学（以下「本大学」という。）学則第31条及び第49条に基づく学生交流について必要な事項について定める。

(定義)

第2条 本規程における「学生交流」とは、本大学が教育上有益と認め、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）（以下「交流大学」という。）との協議に基づく、交流大学の授業科目を履修させる学生（以下「派遣学生」という。）の派遣及び単位互換履修生の受け入れをいう。

(大学間協議)

第3条 本大学と交流大学との学生交流は、当該大学との協議に基づいて行うものとする。

2 前項の協議は、次に掲げる事項について、あらかじめ学部教授会の審議を経て、学長が、又は学長の承認を得て当該学部長が行うものとする。

- (1) 履修できる授業科目の範囲
- (2) 履修期間
- (3) 対象となる学生数
- (4) 単位の認定方法
- (5) 授業料等の費用の取扱い方法
- (6) その他必要な事項

### 第2章 派遣学生

(出願手続)

第4条 交流大学の授業科目の履修を志願するものは、別に定める期間内に所定の願書により願出するものとする。

(派遣の許可)

第5条 派遣学生の願出があったときは、学部教授会の審議を経て、学長が派遣を許可する。

(履修期間)

第6条 派遣学生の履修期間は、1年以内とする。

(修業年限及び在学期間の取扱い)

第7条 派遣学生の履修期間は、本大学の修業年限及び在学期間に算入する。

(履修報告書等の提出)

第8条 派遣学生は、交流大学における履修が終了したときは、直ちに、当該学部長を経て、学長に所定の履修報告書及び交流大学の長が交付する成績証明書を提出しなければならない。

(単位の認定)

第9条 派遣学生が交流大学において修得した単位は、学部教授会の審議に基づき、本大学における卒業の要件となる単位の一部として認定することができる。

2 前項により卒業までに認定できる総単位数は、60単位以内とする。

(授業料等)

第10条 派遣学生は、派遣期間中も学則に定める授業料を本大学に納付しなければならない。

2 派遣学生の受入れ大学における授業料その他の費用の取扱いは、大学間の協議により定めるものとする。

(派遣許可の取消し)

第11条 学長は、派遣学生が次の各号の一に該当する場合、学部教授会の議を経て、学長は、交流大学の長と協議の上、派遣の許可を取り消すことができる。

- (1) 履修中の授業科目に対する成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 本大学又は交流大学の規則に違反したとき。
- (3) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

### 第3章 単位互換履修生

(出願手続)

第12条 交流大学の学生であって、本大学の単位互換履修生（以下「履修生」という。）を志願する者は、次に掲げる書類を、所定の期間内に、所属する大学の長を通じて、本大学の学長に提出しなければならない。

- (1) 本大学所定の願書
- (2) 他の大学等の長が交付する成績証明書
- (3) 健康診断書
- (4) 写真（2枚、4×3センチメートル）

(受入れの許可)

第13条 履修生の受入れの許可は、当該授業科目担当者の意見を聴き、当該学部教授会の審議を経て、学長が行う。

2 履修生の受入れを許可したときは、所属する交流大学を通じて本人に通知するものとする。

(納付金)

第14条 納付金は、本大学と交流大学間の協議により定める。

(履修の手続)

第15条 受講の手続その他履修に関することは、すべて本大学の履修の規定による。

2 履修生の1年間に履修できる総単位数は、30単位を限度とする。

(単位の認定)

第16条 履修生が授業科目を履修し所定の試験に合格した場合は、所定の単位の認定を行う。

(証明書)

第17条 履修を許可され、所定の手続を完了した者に対して身分証明書を交付する。

2 履修生として修得した単位については、本人の請求により、成績証明書を交付する。

3 履修生に対しては、本人の請求により、単位互換履修証明書を交付する。

(図書館の利用)

第18条 履修生は、所定の手続を経た上で、図書館を利用することができる。

(準用)

第19条 前7条に規定するもののほか、履修生の受入れについては、第6条及び第11条の規定を準用する。この場合において、第6条及び第11条中「派遣学生」とあるのは「単位互換履修生」と、第6条中「履修期間」とあるのは「受入れ期間」と、第11条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と、それぞれ読み替えるものとする。

第4章 雑則

(補則)

第20条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に関して必要な事項は、当該教授会の審議を経て、学長が別に定める。

(改廃)

第21条 本規程の改廃は、大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日 決裁)

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。